

令和4年度

協議(2) 今後求められる施策の
方向性について

【テーマ】

社会的包摂の観点に基づく生涯学習推進について

協議(2) 今後求められる施策の方向性 について

【テーマ】

社会的包摂の観点に基づく生涯学習推進について

1 趣旨

○ 岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会では、令和2年度から2か年にわたり、以下4点について、「岩手らしさを生かした」生涯学習・社会教育の望ましいあり方について議論が進められてきた。

- ・デジタル社会に向けた、生涯学習・社会教育施策の方向性について
- ・人口減少・人生100年時代の地域づくりを支える、生涯学習・社会教育施策の方向性について
- ・共生社会に向けた、生涯学習・社会教育施策の方向性について
- ・生命・生活を守る、生涯学習・社会教育施策の方向性について

○ 令和4年3月にまとめられた「協議の報告」には、共生社会に向けた、生涯学習・社会教育施策の方向性について、別紙（次ページ）のとおり示されている。

○ 現在、策定作業を進めている「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」においても、「障がい者の生涯を通じた学習活動等の支援」を重点施策として位置づけ、包摂的な社会の実現に向けた取組を進めることとしている。

○ 上記を踏まえ、本県における社会的包摂の観点に基づく生涯学習推進について継続して議論いただき、本県の生涯学習の振興、社会教育の充実に資する。

2 協議の進め方について

時期	(R4) 7月 8月 9月 10月 11月 12月	(R5) 1月 2月 3月
内容	【7/21 第1回会議】 ・「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの策定に係る意見交換 議事録 HP公開	【1/20 第2回会議】 協議① ・説明（本県における障がい者の生涯学習推進について） ・テーマに係る意見交換（課題の洗い出し含む） 議事録 HP公開
時期	(R5) 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	(R4) 1月 2月 3月
内容	【R5 第1回会議】 協議② ・テーマに係る講話（仮） ・協議①を踏まえた課題の整理に基づく協議 議事録 HP公開	【R5 第2回会議】 協議③ ・協議のまとめ 「協議のまとめ」作成 HP公開

3 協議①（令和5年1月20日）の内容について

社会的包摂の観点に基づく生涯学習推進について、それぞれのお立場から感じることや、推進における課題等、各委員より御意見をいただく。

新しい時代の岩手の生涯学習・社会教育
～岩手らしさを生かした生涯学習・社会教育施策の方向性について～
協議の報告（一部抜粋）

令和4年3月 岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議

5 共生社会に向けた、生涯学習・社会教育施策の方向性について

「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現に向けて、「結（ゆい）」の精神と「絆」の力のもと、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合うことができるような学びの機会や交流の機会の提供が、生涯学習・社会教育に求められている。

(1) 合理的配慮による学習活動支援

- ア 各種事業への募集について、障がい者の立場から募集チラシ等を作成することが求められている。例えば、障がい者へのサポートの有無について具体的な但し書きを加えることで、安心感を与えたり、体制が整っていることを伝えたりすることが参加促進につながる。いずれは、このような但し書きが無くても、事業を実施する際には、障がい者へのサポートが当たり前となっていることが望ましい。
- イ 障がい者が参加しやすいように、公共交通機関を利用して参加可能な場所の配慮や参加者のネットワーク構築を目的とした活動についても配慮が求められる。これらを踏まえ、障がいの有無に関わらず参加者の交流が深められるワークショップの開催も必要である。

(2) 共生社会に向けた環境づくり

- ア 自分たちの地域に障がい者が暮らしていることを知らない方がいる。公民館・市民センターで開催される行事やイベント等に、障がいの有無に関わらず、互いに誘い合って参加できる社会を構築するための手立てを考える環境が求められている。
- イ 特別支援学校を卒業すると、スポーツ活動や芸術活動等の情報が障がい者に届きにくい現状である。これまでも市町村においてスポーツ大会や文化芸術に関するイベントなど様々な取組が実施されている。市町村の行事を活用しながら障がい者と積極的に関わっていくことが、共生社会に向けて今後必要である。
- ウ パラリンピックで注目された競技等が地域で定期的で開催されるようになり、小、中学校で障がい者スポーツを体験した子どもたちが、地域で障がい者と一緒に参加したりすることを促していくことが必要である。

(3) 社会的包摂に向けた取組の推進

- ア 「こども家庭庁」の発足（2023年4月1日）が閣議決定された。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の中で、創設の理由を「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。」と述べており、こどもまんなか社会を目指すための施策が展開されることが期待できる。
- イ 包摂の対象の方たちが、何を求めているのかということがまだ十分捉えきれていない。押しつけの包摂は、「余計なお世話」、「自分のことに関わらないで欲しい」と受け取られる恐れがある。そのため、何を求めているかを丁寧に把握する必要がある。
- ウ 本来であれば包摂の観点に上がってこなければいけない方たちを、どのように見出していくのかということについて、議論が必要である。
「こども家庭庁」では、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、支援することとしている。このような組織体制のもと、どのような議論がなされ、「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」が展開されていくかを注視し、参考とすべきである。
- エ 「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、訪問支援（アウトリーチ）にさらに力を入れるなどしながら、できるだけ細かなネットワークを組織し、双方向の情報交流ができる社会を目指すことを検討していく必要がある。

本県における障がい者の 生涯学習推進について

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

政府・文部科学省の取組

平成26年「障害者権利条約」批准 →第24条「生涯学習機会の確保」

平成28年「障害者差別解消法」の施行 →国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月、大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」を发出

平成29年、生涯学習政策局に、「障害者学習支援推進室」を新設

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

※文部科学省資料より抜粋

障害者の生涯学習の推進方策について -誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して(報告)

学校卒業後の障害者が学ぶ機会が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
 - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
 - ・学校で作成する個別的教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
 - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
 - ・「基幹相談支援センター」(福祉)や「障害者就業・生活支援センター」(労働)との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
 - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
 - ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
 - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
 - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

「誰一人取り残さない」
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



すべての人々に包摂的かつ公平で
質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

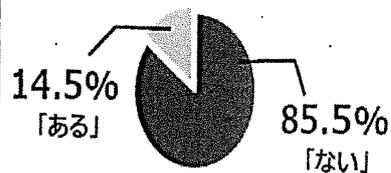
障がい者の生涯学習に関する現状と課題

障がい者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生 高等教育機関への進学率 約2.2%(本県1.3%)
特に知的障がいのある生徒になると約0.5%に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか不安」
「ゆっくりとした成長なのに、学び続けることができない」 ※保護者の声
- 約92%の障がい者が、就労または障がい福祉サービスの利用等の進路選択
- 障がい者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
(就職1年後の定着率:知的障害68%、身体障害60.8%、精神障害49.3%)

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

※平成30年度調査研究より



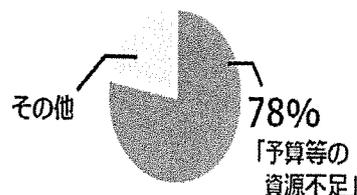
公民館: 全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

障がい者本人の意識・ニーズ ※平成30年度障がい者本人の意識調査結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →81.1%
- 一方で「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する理解がない」 →66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や、学習プログラムが身近にない」 →67.2%

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

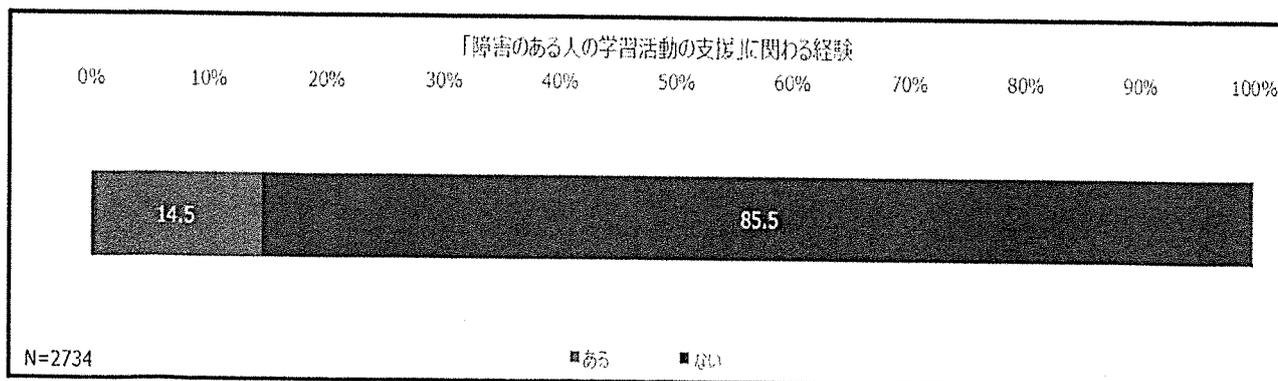
※文部科学省資料より抜粋

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

障がい者の生涯学習に関する現状と課題

1-4-1 社会教育施設における「障害者への学習活動支援」経験の有無

- 障害者の学習支援に関わった経験がある社会教育施設は14%強となっている。



「学校卒業後の障害者が社会教育施設において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等」に関するアンケート調査より

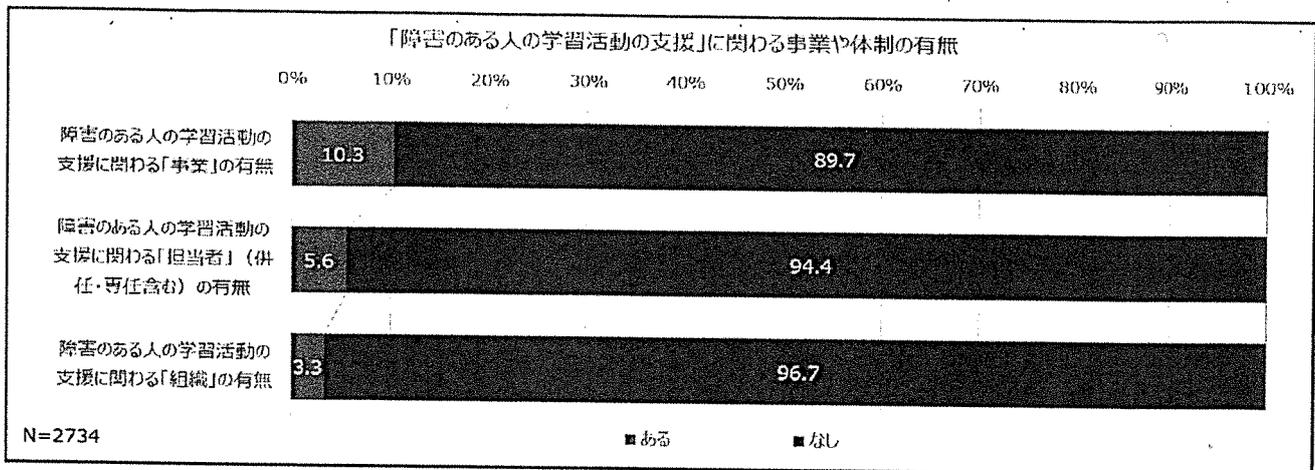
※都道府県、市区町村の公立公民館、生涯学習センター等の社会教育施設を対象

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

障がい者の生涯学習に関する現状と課題

1-4-2 社会教育施設における「障害者への学習活動支援」支援体制の有無

- 障害者への学習支援事業を行っている社会教育施設は10%程度に留まっている。
- 障害者への学習活動に関わる担当者や組織はさらに少ない状態にある。



「学校卒業後の障害者が社会教育施設において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等」に関するアンケート調査より
※都道府県、市区町村の公立公民館、生涯学習センター等の社会教育施設を対象

1 国の「障害者の生涯学習の推進」について

文部科学省「障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」

【都道府県・市町村に期待される取組】

- 1 障害者の多様な活動の充実
- 2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり
- 3 障害に関する理解促進
- 4 障害者の学び場づくりの担い手の育成
- 5 障害者の学びを推進するための基盤整備

2 本県の「障がい者の生涯学習の推進」について

「いわて県民計画(2019~2028)」第1期アクションプラン

I 健康・余暇

5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります



(基本方向)

生涯を通じて楽しく学ぶことができ、一人ひとりの学びを地域コミュニティの再生・維持・向上や地域の課題解決に役立てていくため、情報通信技術（ICT）を活用した学習情報の提供等や、「地域学校協働活動」への参加の促進などにより、多様な学習機会の充実を図り、学びの成果を地域の活性化につなげる仕組みづくりを推進します。

また、県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、自然、文化、歴史など、有形・無形のあらゆる資源を学びの対象や場とすることにより、岩手ならではの学びの提供に取り組みます。

さらに、誰もが学びたい時に学べる環境を整備するため、指導者の研修会等により、社会教育の中核を担う人材を育成するとともに、多様な学びのニーズに応じた社会教育施設の充実を図ります。

「県民一人ひとり」
「誰もが」

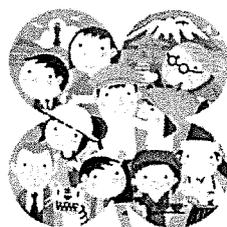
障がい者の参加を意識できているか

2 本県の「障がい者の生涯学習の推進」について

「いわて県民計画(2019~2028)」第1期アクションプラン

I 健康・余暇

いわて県民計画
(2019~2028)



3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

→⑤障がい者が安心して生活できる環境の整備

→⑥障がい者の社会参加の促進

4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

→③障がい者の文化芸術活動の推進

→⑤障がい者スポーツへの参加機会の充実

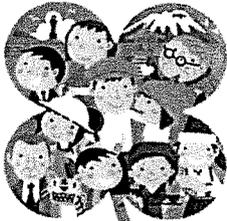
2 本県の「障がい者の生涯学習の推進」について

「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン

Ⅲ教育

いわて県民計画 (2019～2028)

県民一人ひとりが生涯を通じて学びたいことや
学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学び、その成果を生きが
いにつなげるとともに、地域社会との関わりを持ちながら生活しています。



岩手県

13【体育】児童生徒の健やかな体を育みます

- ①豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ③健康教育の充実

14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

- ③県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

2 本県の「障がい者の生涯学習の推進」について

「岩手県教育振興計画」(平成31年岩手県教育委員会)

岩手県教育振興計画

平成31年3月
岩手県教育委員会

② 目指す姿

- 1 人生100年時代を迎える中で、県民一人ひとりが生涯を通じて学びたいことや学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学び、その成果を生きがいにつなげるとともに、地域社会との関わりを持ちながら生活しています。
- 2 地域の課題解決に向けた社会教育の場を拡充し、学校・家庭・地域が連携した地域づくりが進むことにより、地域コミュニティの再生・維持・向上が図られています。
- 3 社会教育施設等のほか、自然、文化、歴史など、有形・無形のあらゆる資源を学びの対象や場としながら、県民一人ひとりが、郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 社会教育施設等が充実され、文化芸術・スポーツ活動も含めた幅広い学びのニーズに応じて活用されています。

「いわて県民計画(2019～2028)」と連動

2 本県の「障がい者の生涯学習の推進」について

「障がいのある人もない人も

共に学び共に生きる岩手県づくり条例」(2011年施行)

障がいのある人への
差別・虐待をなくしましょう



岩手県

合理的配慮が認められています!

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中で学びや働きを促すために必要な対応を必要としている人の意見が採られたときに、学習が著しく困難な対応を必要とする人が認められるものです。著しく困難があることで、障がいのある人に、学びが著しく困難な対応を必要とする人も認められることとなります。また、合理的配慮を受けることが必要です。

たとえば、授業料が少くない程度で学習している人に「高い費用を伴う設備を貸与して、と認められた場合に、同じ条件で、学習が著しく困難な対応を必要とする人が認められます。

障がいの程度やその種類・状況に合わせた合理的な対応が認められています。

合理的配慮の具体例



障がいのある人の
障がい特性に配慮する。



障がい特性に応じた
情報提供の提供。

平成22年7月1日に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が施行されました。この条例は、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の趣旨を達成するために、合理的配慮を受けることが認められています。

平成22年10月には、障害者団体のほか、障害者の権利擁護に関する施策に関する法律(障害者権利条約)が施行されました。障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の趣旨を達成するために、合理的配慮を受けることが認められています。

平成23年12月には、障害と認められる者に対する合理的配慮に関する法律(障害者権利条約)が施行されました。

障がいについての理解を深め、障がいと理由とした差別や、障がいのある人への虐待、障がいのある人が暮らしにくいと感じたりすることのない岩手県を作りましょう。



県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。(第4条)

市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。(第5条)

県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。(第6条)

本県における障がい者の 生涯学習推進のための具体的な取組